

別記（第17条第1項関係）

1 品種類似性試験の手数料

試験の内容	基本手数料 （1つの登録品種 等と1つの比較品 種を比較する試 験）	比較品種が複数 の場合の手数料	その他の手数料等
特性比較	23,100円	基本手数料の額 に1つの比較品 種が増えるにつ き基本手数料の 額の50%を加 えた額とする。	基本試験手数料は栽培期間がおお むね1年の植物である。栽培期間 が1年を大きく超える場合は下表 のとおりとする。 登録品種等の追加は44,000 円（1品種に付き）とする。
比較栽培	132,000円		
DNA分析	34,980円		1回当たりの試験の分析試料数 は、10試料以下とする。

栽培期間が1年を大きく超えるときの比較栽培の手数料

栽培期間	3年未満	3年以上
手数料の額	198,000円	264,000円

注：栽培期間とは、は種、定植、挿し木等の実質的な栽培管理を開始した日から特性調査終了までの期間をいう。

2 侵害状況記録の作成の手数料

	手数料	備 考
侵害状況記録書	12,100円	原則として、1日又は1事件当たりとする。

3 寄託の手数料

寄託の内容	保管方法	寄託手数料（1年間当たり）
種子・球根	冷蔵	2,860円
苗・球根・切花	栽培	5,610円
収穫物・加工品	冷凍・冷蔵・常温	2,860円
DNA	冷凍	2,860円

4 品種類似性試験及び寄託のための植物体からの種苗の生産
13,090円

5 DNAの寄託における抽出手数料
5,610円

6 侵害状況記録書及び品種類似性試験結果報告書の複本
2,860円／部

注：（１）上記１～６の手数料は、消費税相当額を含む金額である。

（２）上記１～６の手数料には、振込手数料を含まない。

（３）上記１～６の手数料は、国等からの依頼には適用しない。

（４）上記１～６の手数料には、試料の採取及び現地調査に要する職員の旅費相当額は含まない。